

平成20年度入札制度の見直しについて

1. 低入札価格調査制度の調査基準価格及び最低制限価格の算定方式の見直し

国及び北海道の見直しに準拠し、調査基準価格及び最低制限価格の算定方式について見直しを行い、これら価格の引き上げを図ります。

(現行) 直接工事費 (100%) + 共通仮設費 (100%) + 現場管理費 (20%)

(改正) 直接工事費 (95%) + 共通仮設費 (90%) + 現場管理費 (60%)
+ 一般管理費等 (30%)

※ ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

特別なものについては、上記の算定方式にかかわらず3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。

2. 低入札価格調査制度における失格判断基準の導入

低入札価格調査制度の対象となる建設工事の入札において、予定価格の基礎となる設計金額の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等にそれぞれ一定の率を乗じた額を「失格判断基準(額)」として予め設定し、入札金額が調査基準価格以下の場合で、当該入札参加者が提出する入札価格内訳書において、これら費目のいずれか一項目でも失格判断基準額を下回った場合には失格とします。

【失格判断基準(額)】

直接工事費 75%、共通仮設費 70%、現場管理費 60%、一般管理費等 30%

なお、これに伴い低入札価格調査制度対象工事(予定金額3,000万円以上)については、入札価格内訳書の提出を入札参加条件とします。

3. 適用期日

平成20年8月11日以降公告の入札から適用とする。

※ 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の用語の定義については、原則として、それぞれ次の要領等の例によるものとする。

○北海道建設部の土木請負工事工事費積算要領(一般土木編)

○北海道建設部営繕工事積算基準

○北海道建設部下水道用建築・建築設備請負工事積算基準

○水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表(水道事業実務必携)

*なお、「一般管理費等」には、『保証経費』を含みます。

問い合わせ先

小樽市財政部契約管財課(市役所別館2階) 電話 0134-32-4111 内線 237
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 FAX 0134-23-0675